

平成24年12月13日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 齊木 亨
4番 小池 拓司	5番 鈴木 深由希	6番 桑田 典章
7番 岡田 美津子	8番 久保井 昭則	9番 助木 達夫
10番 新家 良和	11番 福岡 誠志	12番 山村 恵美子
13番 澤井 信秀	14番 杉原 利明	15番 穴戸 稔
16番 保実 治	17番 池田 徹	18番 大森 俊和
19番 竹原 孝剛	20番 平岡 誠	21番 小田 伸次
22番 林 千祐	23番 亀井 源吉	24番 伊達 英昭
25番 國岡 富郎	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元廣 修
財務部長 中原 環	地域振興部長 藤井 啓介
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 大鎗 克文
総合窓口センター部長 瀧奥 恵	市民病院部事務部長 田邊 俊
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 上岡 譲二
産業部長 堂本 昌二	君田支所長 平岡 淳
布野支所長 反田 博美	作木支所長 瀧奥 祥二郎
吉舎支所長 中野 誠二	三良坂支所長 渡辺 健次
三和支所長 行原 雅典	甲奴支所長 藤原 晴彦
監査事務局長 伊川 文雄	選挙管理委員会事務局長 池田 祐治
農業委員会事務局長 高家 幸男	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 福永 清三	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 池本 敏範
政務調査主任 瀧熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第111号	三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定について

平成24年12月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成24年12月13日）

日程番号	議案番号	件名
第 1	議 111	三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定について…………… 291

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様には、大変お忙しい中お越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は26人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、杉原議員及び澤井議員を指名をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第111号 三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定について

○議長（沖原賢治君） 日程第1、議案第111号三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定についてを議題とし、12月7日の議事を続けてまいります。

これより条例制定請求代表者による意見陳述を行います。

それでは、意見を述べていただく条例制定請求代表者に入場をしていただきます。

〔請求代表者 村上紋字氏・米田秀美氏 入場〕

○議長（沖原賢治君） 意見を述べていただく条例制定請求代表者は、村上紋字さん、米田秀美さんの2名であります。

意見陳述の時間は、2名で合計30分以内となっております。

なお、傍聴者の皆様にあらかじめ申し上げます。

傍聴人は、拍手をしたり、発言をすることは禁止されておりますので、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、村上紋字さん、お願いをいたします。

（村上紋字氏、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 村上紋字さん。

〔村上紋字氏 登壇〕

○（村上紋字氏） それでは、意見を述べさせていただきます。

私は、三次市の市庁舎建設の是非を問う会の共同代表をしております塩町の村上紋字と申します。

本日、三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定について、議案として上程していただきました。私は、署名していただいた多くの皆さんを代表して意見を述べる機会を与えられ、その責任の重大さに身の引き締まる思いで立っております。

顧みますと、平成24年9月22日から10月21日までの指定された短期間での署名運動でしたが、初めてのことばかりでした。しかしながら、おかげさまで、圧倒的な法定数を超える署名をいただくことができました。これまでの三次市議会の中で住民投票条例の制定を提案された例があるでしょうか。まさに歴史的な場面に立っていると感じています。署名をしていただいた皆様の声としてお聞きいただき、賢明な御判断をいただきたいと思います、発言させていただきます。

本日は、共同代表として2名出席していますので、私からは主に署名の趣旨と経過について、もう一人の共同代表米田さんからは、私たちの請求について、増田市長が意見書を市議会に出され、市長との話し合いでは聞かなかった意見ですので、改めて私たちの主張の意見書に対する見解を中心に発言させていただきます。

私は、今回の三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定について、地方自治第74条第1項を基本に、三次市まち・ゆめ基本条例第28条を根拠に署名運動を展開し、共同代表として、短期間ではありましたが、多くの市民の皆さんとの対話の中で、三次市の今と将来を考えてみました。署名は9,064名を提出しましたが、選管の決定では6,366名となり、法令で定められた有権者の50分の1の936名を7倍も超えた市民の大きな声として、平成24年11月26日、増田市長に提出した次第でございます。

私たちが署名運動に立ち上がった理由については、後ほどお話しいたしますが、改めて住民投票条例の制定の請求署名の仕組みについて、私たちがゼロから勉強しました内容を紹介させていただきます。

地方自治法第74条は、直接請求として有権者の声を形にする方法として明記されています。決して議会軽視でもなければ、市民の声を直接市政に投げかけることであろうと理解しています。1996年に新潟県巻町で条例に基づく最初の住民投票が実施されて以来、その後150人を超える多数の住民請求が実施されており、最近では、県内でも議員解職を求める直接請求や市庁舎建設について鳥取市での例など、全国で多くの事例が見られることは御承知のとおりであります。本議会では、有権者の50分の1の署名が請求に必要ですが、署名活動の流れとしてまず、有権者の中から署名活動を行う受任者を届け出る代表者の資格の証明を求めまして、私たち2名が代表として届けました。証明を受けた人たち2名が、実際に署名を呼びかける受任者といわれる有権者名簿を三次市に提出をし、選管の指導で署名簿様式、関係資料の指導があり、期間を定めて、いよいよ署名運動が始まったのであります。

私たちは、他市の例、鳥取市や条例などが整っている川崎市などを参考にして、様式などを相談にまいりました。条例案や署名活動の受任者制度などの説明があった後、受任者の皆さんが署名活動を行いました。署名運動の結果が出た後に審査があり、縦覧がありましたが、問題点を指摘され、多くの善意ある市民の署名が一括無効の判断がありました。このような経過ですが、事前に正確な内容で文章による署名に対する注意事項を提示、説明していただければと今になって思っております。署名活動の複雑なルールが後づけの形で提示され、多くの有効な署名が無効とされました。後出しじゃんけんという言葉があります。私たち市民の勉強不足は反省しますが、制度を説明する責任は一体どこにあったのでしょうか。代理署名、印鑑の不備など、細かな指摘以外に実に2,000名以上が無効署名という判断は、その原因が余りに極端で、初めの説明責任を果たすべきその原因は、強く市当局にあったと正直思っております。

さて、三次市まち・ゆめ基本条例の第28条で市は、住民の暮らしにかかわる重要なことについて、直接住民の意志を確認するため、住民投票の制度を設けるといわれています。そして、明記してあります。そして、第2項では、住民投票について必要な事項は別に条例で定めると

定めてありますが、どこにその条例があるのでしょうか。教えていただきたいのであります。まさかこのような請求があるとは思わずということだったのでしょうか。私たちは、条例を定めている市町を参考に、条例案も請求させていただきます。傍聴者の皆さん、テレビをごらんの方の皆さん、御理解いただきたく御紹介いたしました。今になって、今さら遅いと言われるでしょうが、遅くもなく、今になってこそ請求する意味があるのです。署名こそ、その訴えに応じていただいた方の深い思いなのであります。

次に、三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定を求める署名活動の目的について述べさせていただきます。

請求の趣旨について、次のように記載し、署名を呼びかけました。三次市では現在、市庁舎の新築計画が進められています。しかし、その計画の内容及び計画の進め方について、市民に十分な情報公開と説明責任が果たされているとは思いません。社会情勢の変動や市財政の見通し、新築以外の選択肢の提案検討など、不透明な中で市民からは次のような指摘や意見、疑問が多く出されております。

第1に、三次庁舎の改築をなぜそんなに急ぐ必要があるのでしょうか。有利な合併特例債の期限があると当初から言われていましたが、平成24年6月20日に5年延長となったのではありませんか。もっと慎重に考え直す必要があります。

第2に、介護保険料の大幅値上げ、国民健康保険会計の逼迫、教育施設の耐震化事業のおくれ、第3期工業団地への企業誘致、入り込み観光客増に向けたこれらの具体的施策など、今になって最優先すべき政策課題が山積みしていると思います。市庁舎の改築をしても、企業誘致や観光客増にはつながらないのであります。

第3に、現在の広島県旧合同庁舎利用について、県側との調整をどのようにされてきたのでしょうか。明らかにされていません。庁舎面積でも改築計画と比較しても圧倒的に広いスペースがあり、利活用によっては経費節減の額も大きく見込まれるのです。市民に選択肢として提案すべきと考えました。

第4は、仮設舎、仮設庁、それから駐車場などの全体財政計画が示されてません。情報公開がされていません。総額だけでなく、計画内容と内訳が示されておられません。

最後に、庁舎改造計画について、鳥取市や三原市では、財政難から見直しの要求が市民から出され、当初計画の変更などが行われている自治体が多いのが現状です。三次市でも広く意見を聞くべきと判断します。私たち、先ほど申し上げた理由を基本に、連日連夜、多くの市民の皆さんに賛同署名を呼びかけました。週末には街頭でも署名活動を展開しました。有効と認められた署名数をはるかに上回る9,000余名の市民の皆さんは、三次市の施策の優先順位として市庁舎建設を含んではいない市民が多いことがわかりました。したがって、市庁舎計画を急ぐのではなく、情報公開を積極的に行い、市民に政策の選択肢を提案し、市民の合意の形成の中で慎重な庁舎計画として再出発する必要があります。多額の予算を必要とする一大事業であり、市民の声を確認してからでも遅くありません。

議員の皆様におかれましては、これまでの議会審議を十分にされていると御判断かもしれま

せん。しかし、市庁舎改築計画が具体的財政計画や広島県旧合同庁舎利用などの選択肢など十分な情報をもとに市民への対応がなされてきたと思われるでしょうか。その後の議会の報告会などでも、市庁舎建設問題が活発に議論されています。ようやく少しずつ情報が市民の前に明らかにされてきつつあるのではないのでしょうか。この際十分な情報公開を前提に、いま一度、市庁舎の建設について是非を問う住民投票の実現に聡明な御判断をお願いいたします。

いろいろ不明な点があったことをお許しく下さいませ。御清聴ありがとうございました。

○議長（沖原賢治君） 次に、米田秀美さん、お願いをいたします。

（米田秀美氏、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 米田秀美さん。

〔米田秀美氏 登壇〕

○（米田秀美氏） 私は、三次市の市庁舎建設の是非を問う会の共同代表をしております米田秀美です。限られた時間ですので、早速ですが、本題に入らせていただきます。

私は、つい先日、市長意見書を拝読いたしました。先日、署名を持参しました26日の際、時間がないので5分だけのお言葉は非常に残念でした。もっときょう申し上げるような意見を聞いていただけるものと期待していました。しかし、意見書のような内容がとおりならば、どうしてじっくり説明をいただけなかったのでしょうか。残念に思っています。

市長意見書において、核心に触れる議論の素材をいただいておりますので、順次、私たちの疑問点を含めて見解を表明いたします。

増田市長の意見書ですが、これからの発言では意見書と申し上げます。意見書が手元にあれば、ごらんください。

意見書の冒頭で、市長は、署名数6,366人を市庁舎の抱える課題に多くの方が関心を寄せた契機、つまりきっかけ、始まりと理解すると述べられ、続いて、地方自治法や三次市まち・ゆめ基本条例における住民投票の意義についても、私たちと同じ見解をお持ちのようで安堵いたしております。

しかし、そのすぐ後に、事案に応じて投票に付すべき事項があるとか条例案に成立要件がないと指摘されていますが、まち・ゆめ基本条例で条例で別に定めると明記されているではありませんか。三次市行政の方が住民投票のルールを制定されていないのではないですか。その責任を考えていただきたいと思います。

また、意見書では、私たちが住民投票をしなければ民主的ではないと言っているかのように表現されていますが、住民投票条例を制定し、実施することで市民の声が明白になると申し上げているので、誤解のないようにしてください。

住民投票に付する事項を市庁舎建設の是非としているが、建設に賛成か反対かの条例案になっていると指摘されています。現在、市庁舎が建設される方向で進んでいるのですから、一旦ストップしてもらって考えを整理する意味ですから、現在の市庁舎建設の是非を問うのは当然であります。市庁舎建設が白紙の状態であれば、住民投票条例案に問うべき項目の表現は変わったんでしょう。当然のことです。

次に、適切な情報及び必要な情報提供ですが、建設総額の内訳など詳細で具体的な財政計画、建設計画の内容のことです。情報公開されていないではありませんか。提案の条例案には最低投票率などの要件が不備との指摘があります。最低投票率が示されていない条例も数多くあります。必要なら、議会で修正をしていただけたらと思います。

しかし、三次市まち・ゆめ基本条例を含めて、投票結果の尊重という基本は共通しているのではないのでしょうか。市長の意見書では、私たちの請求署名からの条例議案について否定的な立場で述べられています。

続いて、意見書に対する私たちの見解を述べさせていただきます。

初めに、庁舎建設基本計画や関連予算が既に議会で承認され、多くの市民の理解をいただいているという段階だから住民投票は不要との意見であります。財政状況、合併特例債の5年延長、昨今の経済情勢の急激な変化と停滞など、刻々と社会は変わっています。署名活動の趣旨でも述べたとおりです。基本計画や関連予算計画の具体的な内訳が示された上での議論がされたのでしょうか。少なくとも、総額予算と完成図などだけひとり歩きし、市民にどれだけの情報公開がなされたのでしょうか。市庁舎の説明会は既に建設ありきの説明会ではありませんでしたか。とても市民の意見を聞くという姿勢ではありませんでした。根拠のある数字として、土地代は来庁者駐車場や職員駐車場の経費は幾らなのでしょう。各議員の皆さんには大変失礼な申し上げ方ですが、議員の皆様からの詳しい数字も聞いたことがないのです。情報公開が十分ではないのではないのでしょうか。

第2点目に、庁舎建設の是非が拮抗していない。大勢は理解している。市政懇談会やパブリックコメントをその根拠という記載でした。今回の住民投票条例請求の法定署名数は936人です。地方自治法は住民の声の最小限の有権者の50分の1と線を引いています。署名数は9,366名で、署名用紙のホッチキスのとめ方などで2,000名余りが無効となったのですが、6,000名の声はどう受けとめるのですか。そもそも住民投票条例制定の請求署名が法定数を越えたことをどのように考えるかは民主主義のイロハと言わざるを得ません。大きな組織で派手な宣伝をすれば、拮抗しているとの感じになるかもしれませんが、法的な裏づけのある署名の重みを感じていただきたいと思います。

第3に、市長の意見書は信じられない内容です。住民投票制度の重要さを指摘されているにもかかわらず、3,000万円の経費がかかるので条例の制定は不要とおっしゃっておられます。民主主義は手続です。選挙には一定の経費がかかります。この御意見では、今後どのような事項があっても、経費3,000万円で全て否定される御意見ですか。暴論と言わざるを得ません。傍聴においでの方の皆さん、テレビでごらんの方の皆さん、せっかく直接請求を保障している法令があるのに、予算がかかることで制度に背を向けられるとしたら理解できないのですが、皆さんはどう思われますか。住民投票に3,000万円もかかるからと否定意見として明記されています。

以上の3点に加えて、市庁舎の建てかえ場所を現在地の十日市にしなければ市街地が衰退につながり、公約として位置づけてきたことを上げられています。また、防災の拠点として位置づけることが市庁舎新築の根拠として述べられています。建設場所だけでいえば、県地域事務

所も十日市であります。県の旧合同庁舎の利用は全く眼中にないようですが、選択肢の一つとして市民に提案があってもおかしくはありません。建物のうち、現在の本館を建てかえただけで防災対策になるのでしょうか。市役所の安全性もさることながら、学校の耐震化など緊急課題もあると聞いていますし、危険箇所の保全など進んでいるんですか。ただ、市民の安心・安全な生活は市役所を一番先に建設することなのか。もっと緊急の課題があるのではないのでしょうか。もう一度市民の声を聞いていただきたいのです。

御意見では、新庁舎建設は議会が調査検討し、市民に情報提供を行いながら取り組んでおり、住民投票しなければ民主的市政ではないと主張していると御批判いただいています。民主主義の原則に矛盾するとまでの御指摘です。ここで紹介しますが、愛知県高浜市総務部長は、市議会での住民投票条例を提案された際、このような発言をしています。読ませていただきます。今後、地方自治体が直面する課題には、地方自治の本旨から市民の総意を把握することが緊要である。特に重要な事案も含まれるものと考えられる。住民投票制度は議会の役割を軽視するものというより、むしろ住民の総意の把握を通じて議会などによる多面的な民主主義体制を補完、補強するという効果があり、住民による自治という地方自治の基本理念を達成する上で必要不可欠なものであると考えております。また、その議会関係者みずから、個々の具体的な課題や論点については、その事案の内容によっては議会といえども必ずしも市民の総意を十分に把握し、反映できないこともあるという指摘もありますと謙虚な意見を述べられております。住民投票請求がどの時点でおきても、民主主義の原則に反する矛盾なのではないのでしょうか。情報が不足する中で相当数の署名が市政の判断を行う要求は、憲法、地方自治法で保障している市民の権利ではありませんか。

市庁舎の建設整備の必要性を強調されていますが、どうしても理解ができないことは、市役所の新築がなぜ地域のにぎわい、活力の保持に直接つながるのでしょうか。何度も繰り返して記載されています。本来の町の活性化は、全く別の施策ではないのでしょうか。市役所が新しくなって三次市のイメージが変わるのでしょうか。なおさらのこと、利活用できる可能性のある県合同庁舎などで当面の対応の中で、社会情勢をにらみながら、今後の市庁舎建設を慎重に検討することも選択肢にあることを申し上げたいのです。そのために急いで計画を実施されようとしている現在の市庁舎建設の是非を問う住民投票を行う条例を制定し、実施してほしいと思います。

平成23年4月の市長選挙での公約、現在地に建設することは、いわゆる個別の案件で、もう一度市民の意見を確認することで、市長の不信任とは一切申し上げておりません。議員の皆様におかれましては、今すぐに市役所を建てるべきか、この点だけは多くの議論があることがわかったのですから、ぜひとも条例として御可決いただきますよう御英断をお願いいたします。

私たちの思いばかり一方的に述べてまいりましたが、署名の重みを感じ取っていただき、将来の三次のために本請求についての御理解をお願いし、意見陳述とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（沖原賢治君） 以上で条例制定請求者代表による意見陳述を終わります。

条例制定請求者代表者には退場をしていただきます。

〔請求代表者 村上紋字氏・米田秀美氏 退場〕

○議長（沖原賢治君） 本案は、地方自治法第74条第3項の規定により、市長の意見をつけて本市議会に付議されたものであります。意見について、説明を願います。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

議案第111号三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、三次市の市庁舎建設の是非について、住民投票を実施し、決定しようとするものであります。

市長は、直接請求のあった本案を議会に提出するに当たり、地方自治法の規定により意見を付すこととされています。意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

このたびの直接請求は、署名者数が法定数を超え、6,366名であったことは、市庁舎の抱える課題に多くの方が関心を寄せていただく契機になったと理解をしております。住民投票は、地方議会と首長による代表民主制を基本とする地方自治法制度にあつて、これを補完する制度として地方自治法に規定があり、三次市まち・ゆめ基本条例においても住民投票に触れています。住民投票を行うに当たっては、それぞれの事案に応じて投票に付すべき事項、成立要件などの事項が定められていることが必要です。

また、相当な経費を市費から支弁することや市民の皆さんに時間と労力をかけて投票をお願いすることになります。住民投票を実施した場合には、その結果は尊重すべきものとされています。このような制度の趣旨に照らして、住民投票の実施については個々の事業ごとにその内容を十分に検討することが求められております。

初めに、今回の事案に対する私の考え方について3点申し述べます。

まず、第1点として、庁舎建設基本計画や関連予算が既に議会で承認され、多くの市民の皆さんの理解もいただいていると解されることです。その上で現在地での建てかえに向けて基本設計が完了し、現在は実施設計に入っています。

2点目として、議会や市民の皆さんの中で庁舎建設の是非について賛否が拮抗している状況にないことです。これまでの政策決定に至るまで、市民懇話会やパブリックコメント、市内全域にわたる市政懇談会などで出された意見には真摯に回答し、大勢としては御理解をいただいていると認識しています。

また、今回の署名の内容は、市庁舎建設の是非を問う住民投票を求めるものであり、署名された全ての方が建設に反対されているとは考えていません。

3点目として、住民投票を実施する場合には、その事務費等に3,000万円を超える経費が見込まれ、その経費を市費から支弁し、市民の皆さんに投票等の労力をかけることが上げられま

す。

私は、三次市の中心市街地である十日市から庁舎を動かすことは市街地の衰退につながるものとなり、現在地での建てかえを一貫して訴え続け、多くの市民の皆さんの負託を受けたものと考えています。災害に強く、市民サービスの拠点となる新庁舎の建設は、防災機能の強化、まちづくりの推進、地域のにぎわい、活力の保持などの観点から、必要性和緊急性の高い重要な事業であります。今こそ、現在そして将来の市民の皆さんのための安全・安心で魅力あるまちづくりを進めていく拠点施設になる新庁舎建設を市民の皆さんとともに進める時期であると認識をしております。そのため、今後も市民の皆さんや議会に対し、引き続きこの取り組みについての情報提供や説明に最善を尽くすこととしております。

議員各位におかれましては、この住民投票条例の制定について、厳正なる御審議と賢明なる御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、私の意見として条例案の内容に関する疑問点と問題点、市庁舎の建設整備の必要性と取り組み経過の大きく2点について申し上げさせていただきます。

条例案の条文の疑問点と問題点につきましては、市長は単なる条例案の内容について意見等を述べることはできますが、条例案を修正することはできませんので、この意見書の中で指摘をさせていただきます。

それでは、条例案の条文の順に4つの疑問点及び問題点を申し述べます。

1点目は、提出された条例案は、本事業の取り組みの実態と矛盾した内容であります。

条例案第1条の目的規定には、市民の意志を明らかにするための住民投票を行い、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とするとの規定があります。そもそも、新庁舎の建設事業は、議会制民主主義の原則に基づき、議会における調査検討が行われ、市は議会の経過を踏まえて市民の皆さんに情報提供を行い、市の方針に対して理解を求めながら進めています。しかしながら、同条によれば、住民投票をしない限り市政は民主的ではなく、健全な運営を図っていないと述べたに等しいこととなります。この条文は、議会民主主義の原則にのっとり、適正適法な手続により正当に進められてきた本事業のこれまでの取り組みの実態と矛盾するものであります。

2点目は、代替案のない条例案であります。

条例案の第2条には、住民投票に付する事項として市庁舎建設の是非との規定があります。昭和30年建設の三次市庁舎本館は、56年に定められた巨大地震、震度6強以上の地震が発生しても倒壊しない基準とされている新耐震基準を満たしていません。本年8月に内閣府が発表した南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合の被害想定では、本市の震度は5強とされており、残念ながら本庁舎本館については倒壊の危険性が高い建物となっています。こうした中、住民投票条例案は庁舎建設に賛成か反対かを問うものであり、庁舎建設をしない場合には現実的に有効な対処方策を見出せない中では、住民投票条例案は責任ある役割を果たすとは考えられず、大いに疑問があります。

次に、条例案についての署名が始められたときは、策定中の基本設計の取りまとめを進めて

いる最中でありました。基本設計の内容については、本年10月に市民説明会や市広報でお示したものであり、署名を始められた時点では新庁舎建設計画が具体的に特定されていない状況の中で行われたことを指摘しておく必要がございます。

3点目は、表現が抽象的で具体的な特定がなされていない条例案であることです。

条例案第3条の市長に求める適切な情報及び必要な情報提供の具体的な内容はどのようなものか、表現が抽象的で具体的な特定がなされていないことは問題であります。

4点目は、投票率に関する規定のない条例案であります。

条例案には、住民投票の成立要件に関する重要な投票率に関する規定がありません。条例案は、第1条及び第5条により市民の意志を明らかにし、住民投票の結果を尊重するという趣旨からすると、住民投票には最低投票率の要件を設ける必要があります。民意を反映する観点から、少なくとも50%以上の有効投票により、住民投票を有効とする条件とすべきではないでしょうか。政策を選択するに当たり、間接民主主義を補完するために住民投票を実施し、市及び市議会がその結果を尊重しようとする場合、住民投票の投票率があらかじめ定めた水準を上回るものでない限り、投票結果を民意として尊重することには大きな矛盾があると考えます。

次に、大きく2点目としまして、新庁舎建設整備の必要性と取り組みの経過等についてであります。

まず、現庁舎の本館は昭和30年12月に、東館は昭和60年10月に建設され、それぞれ築57年、27年が経過し、特に本館の老朽化は著しく、新耐震基準を満たしていないため、防災、災害復興の拠点としての機能を果たすためには大きな不安があります。新庁舎建設計画では、これらの機能を充実させるとともに、災害時に庁舎近隣の市街地の皆さんが一時避難所としての機能を整備していきます。

また現在、福祉、子育て部門を福祉保健センターへ、教育部門をまちづくりセンターへ、それぞれ分散配置しているため、市民の皆さんに大変な御不便をおかけしている状況にあります。このため、新庁舎建設によって、分散配置している各部署を可能な限り新庁舎に集約し、ワンストップサービスの拡充を推進します。

次に、新庁舎建設に係る財源については、予定どおり合併特例債を活用します。これは償還の7割が地方交付税によって補完される有利な財源であります。このため合併特例債の活用可能期間は延長になりましたが、地方交付税の特例措置は延長されず、段階的減額が見込まれるため、建設時期を延ばした場合、市の財政負担が非常に大きくなりますし、消費税などの増税により1億円以上の新たな支出が発生します。本市が進めています建設計画は、東館を有効に活用して、老朽化した本館を建てかえという経費を最大限圧縮した現在地での改築であります。さらに、現在地での建設によって、地域のにぎわい・活力の保持に寄与するものであります。

また、県庁舎との交換に係る意見については、全く検討する考えはありませんが、その理由として、県庁舎は県の施設であり、その機能の一部が分散している状況も含め、今後とも県北地域の中心都市である本市に県機能が集約されるべきであると考えています。

これまでの新庁舎建設事業の経過と市民合意につきましては、まず平成16年4月の8市町村

合併時に、合併協議会等で協議検討が行われ、新市のまちづくりにおいて必要性が高い事業との判断から、平成26年度を終期とする新市まちづくり計画事業に計上されていることです。合併から9年目を迎え、新市まちづくり計画の計画期間の終了が迫る中、優先して進めてきました保育所や小・中学校耐震化対策、斎場、市民ホールなど市民ニーズの高い大型事業に一定のめどがついたため、今後の三次市の行政運営の拠点となる新庁舎を建設することにしたものです。

平成16年12月に議会へ提出のまちづくり計画の年度別事業計画では、新庁舎建設事業の事業費は用地費を除いて29億円の本体工事費とされていました。平成23年4月、私は市役所の整備については現在地から動かさないことを説明し、市民の皆さんの負託を受けました。その後同年6月市議会一般質問の答弁において現在地での建てかえを表明し、同年9月には新庁舎建設事業経費の補正予算を議決、同年10月三次市新庁舎建設事業市民懇話会の設置、同年12月市民懇話会から三次市新庁舎建設についての提言書をいただき、12月議会で新庁舎建設の概算事業費を約24億円とした三次市実施計画を報告し、同月調査経費を盛り込んだ補正予算及び三次市庁舎整備基金条例を議決いただきました。そして、基本計画案に対して市民の皆さんの意見をお聞きするパブリックコメントを実施し、11通26件の意見をいただき、議会の御指摘とともに意見を反映した三次市新庁舎建設事業計画を策定しました。本年3月には、新庁舎建設事業経費4億9,700万円、用地取得費、設計委託料、本体解体経費などを盛り込んだ平成24年度三次市一般会計予算が議決されるとともに、新庁舎レイアウトの検討や新庁舎基本設計業務に着手し、先般9月には、新庁舎建設基本計画をまとめました。

この間、市議会におかれましては、昨年9月の議会において、三次市新庁舎建設調査特別委員会が設置されました。また、本年4月に執行された三次市議会議員選挙後、6月議会において、新たなる三次市新庁舎建設調査特別委員会が設置され、慎重審議並びにその都度御意見をいただいています。また、今年度は特に、市内19地域全域において市政懇談会等を開催し、1,211名の参加をいただき、それぞれの会場で事業概要について説明をさせていただいていますし、「広報みよし」に、昨年8月号以降、関連記事を9回掲載、ホームページにも、昨年7月以降、関連記事を掲載しています。そして、本年5月と10月に近隣地域の方々に対する説明会を開催させていただくとともに、10月には全市民の皆さんを対象とした全体説明会を開催をさせていただきました。

このように、私は市民の代表者である議会といわば二人三脚で事業を進めさせていただいていますし、市民の皆様に対しましては、これまでの事業にも例のないほどのきめ細かい情報提供を行い、御意見を伺ってきました。

このような取り組みの中で、今回の直接請求に対しましては疑問を感じるとともに、大変残念であるというのが率直な思いでございます。

以上、議会議員各位におかれましては、この住民投票条例案について厳正なる御審議と賢明なる御判断をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。市長としての意見書とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（15番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸議員。

○15番（宍戸 稔君） 2点について質問させていただきます。

先ほどはお二人の方から、庁舎建設についての意見、それから住民投票条例の制定の必要性の意見が述べられました。さらに今、市長のほうから、そのことに対しての意見ということで述べられたわけでございますけども、そこで思うことが、今まで市長は、先ほどのお二人の方との接点といいますか、面識がおりになったのだろうかということ率直に感じさせていただきました。今までの経過の中で、庁舎の建設について私たちの思いはこうなんだというようなことが述べられて、そのことに対して市長との対話、意見交換というのが行われてきたのであろうかと。それが、どうもない中で、こういう住民投票条例の制定を求めるというところに至ったのかなというふうに率直に思わせていただきましたので、面識の件、それからどのように今までお二人の方、代表の方でございますけども、その方との対話を行われてこられたのかなというところをお聞かせ願いたいというのが1点目でございます。

2点目として、市長も私たち議員も、選挙を通して政策なりを主張させていただいて、市民の負託を得た上での政策決定、あるいは予算の執行などをそれぞれの与えられた役割、責務で果たさせてきております。そういう中において、今回、議会はことしの3月に、先ほど市長のほうからもありましたように、特別委員会等を設けて慎重に審議し、当初予算において4億9,700万円の予算を議決したと。これも全会一致という中において、しかも議会報告会等、昨年、ことしという中においても、この庁舎の問題については報告させていただいております。そういう中において、今回の庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定を求める直接請求が出されたということに対しての重ねての御意見になると思っておりますけども、市長の思いをもう一度お聞かせ願いたいというふうに思います。

以上、2点よろしく願いいたします。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 2点について、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

今、1点目のお二方との面識はどうかということでございますが、市政懇談会等でお越しになったかどうかというのは、私も十分承知をしておりますが、これまでお二方と庁舎問題で論議をしたという記憶はございません。また、先ほど5分程度しかなかったということでございますが、そういう中での署名を受理しなければならなかったということで、そういう意味では、私は本意でなかったということをつけ加えさせていただきます。

また、条例制定の直接請求についての市長の思いというのは、やはり6,366名の署名を集めて提出されたことは、私自身は重く受けとめさせていただいております。それが先ほど私が意見で述べさせていただきましたような、今進めておる庁舎をなぜ建設をしていかなければならない等々を含めた、説明責任も含めた中で、私なりにまた行政なりに詳しく述べさせていただ

いた。それが私は条例制定をしていただいた皆さんに対する思いであると、私は思いながら述べさせていただきました。

以上でございます。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 亀井議員。

○23番（亀井源吉君） 今回の直接請求は、住民投票で新庁舎の建設の賛否を判断していただくということで、6,366の方が署名をされております。請求の趣旨には、市民に十分な情報公開と説明責任が果たされていないということが冒頭書いてございますが、また意見書の中でも、市長は、また一般質問でも説明は既に取りましたが、情報公開及び説明責任について、いま一度、市長の御見解を伺いたいと思います。

また、もう一点ですが、市長は意見書の中で、このたびの直接請求は署名数が法定数を超え、6,366人であったことは、市庁舎の抱える課題に多くの方が関心を寄せていただく契機となったとされております。また、一般質問の中でも、重く受けとめていると発言はございました。先ほどの答弁と若干重複するかもわかりませんが、その真意をお伺いいたします。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 市民の皆さんへの説明責任ということが第1点でございます。それぞれの立場でそれぞれの見解があるということは承知しておりますが、これまで、先ほども申し上げましたように、合併後におきましてもさまざまな大事業を展開しております。そこらの経緯と、今日庁舎の建設について私なりの思いは、これまで以上に市民の皆さんにはきめ細かい説明をしてきたという、私はある意味では自負しております。市政懇談会のみ問うつもりはございません。私が市政懇談会を12から19回やしたとか、そういう単なることでなしに、昨年4月に就任をさせていただいて以来、さまざまな面で議会の皆さん、あるいは市民の皆さんへの説明は尽くしてきたと、このように思っております。

そして、2番目の重く受けとめておるといふことの市長の真意でございます。先ほど申し上げましたように、6,366の署名については真摯に受けとめさせていただきます。同時に、やはり8割強の皆さんが存在されておられるということを決して忘れてはならないというのが2点目でございます。

3点目は、やはり今の現状、間もなく60年に築後なろうとするその本館を建設せずに、後世、将来へ引き延ばしたということは、私は現在の市長として、後世に対する負の財産を継承すると、つなげていくと、このように考えております。そういう意味から、重く受けとめておりますということと、やはり8割強のそれ以外の市民の皆さんの思い、そして現実の実態、これらから私自身の決断へつなげていったと、このように御理解をいただければと。それ以外のものもろありますが、先ほど意見陳述のとおりでございます。

○議長（沖原賢治君） ほかにありますか。

(22番 林 千祐君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 林議員。

○22番(林 千祐君) 私も、説明責任についてお伺いをいたします。

私の一般質問の中で、しっかりとまち・ゆめ基本条例について説明責任について問おうと思ったんですが、市長のほうで途中で制止されまして、しっかりと説明責任を果たしているとの発言だったように思います。

そのことを受けまして、10月10日の住民説明会のことについてもそのときに申し上げたと思います。また、議会が24年度の議会報告会を行いました。その中で、市庁舎に対する意見の中でしっかりと説明をしてくださいという意見がたくさん寄せられております。このことを踏まえまして、再度、市長のほうは市民へ対する説明責任を果たされているとお考えなのかどうか、お伺いいたします。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) 説明責任ということでございます。

これまでの説明の手法につきましては説明をさせていただいておりますので割愛をさせていただきますけれども、それぞれこういった事業は複数年にわたる事業でありまして、事業の進捗状況に合わせて御説明するというのもございます。それから、当初に総括的に実施計画などをもとに全体計画ということもございます。

本年10月の市民説明会あるいは10月広報でこれまで以上に詳しく出させていただいた部分があります。これは時系列的に、経過とともに、より精査されたもので市民説明をさせていただいているということでございますので、今後におきましても、これまで以上に細かい説明といえますか、ある程度、議会のほうへ御提案申し上げ、御理解をいただいた中で、市民説明をさせていただくという手法で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありますか。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) 私、先ほど陳述人の方から述べられました請求の趣旨にかかわって質問いたします。

まず、請求の趣旨に、合併特例債の使用期限が5年間延びたということがありました。確かにこれは、陳述人の方が申されるように、ことし6月20日に国会で延長が成立しました。このことによって、今回の庁舎建設事業にどのように、プラス面があるとすればどのようなことなのか。これまでの説明ですと、確かに使用期限は5年延長されたかわからんけれども、いわゆる有利な特例措置は延長されない。これとのかかわりで、この5年延長というものが財政的にどうなのかということをまず第1点。

それから2点目に、市にいろいろな政策課題が山積をしている。庁舎を新築をしても企業誘致や入り込み観光客の増につながらない。優先すべき事業がほかにあるという意見が述べられ

ました。私は庁舎の建てかえと企業誘致とか観光客増の政策と必ずしも競合するとは思いませんが、ここでも述べられておる、仮にこの庁舎建設を行った場合、企業誘致の施策であるとか、あるいは入り込み観光客の増につながるさまざまな施策の進展がとまってしまうのかどうか。この2点伺います。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 私のほうからは、特例債についての御質問をいただきましたので、こちらの説明をしたいと思いますけども、合併後、合併特例期間内に実施をする事業の財源として、合併特例債というものが利用できるようになっておりますけれども、事業の実施をするということよりも、財政面においては借りたものは返す必要がございますから、問題はその後、支払いをする段階での、いわゆる一般財源をめぐる環境がどうであるかということが一番気にかかるところであります。この問題については、先般の一般質問の中でも御回答申し上げておりますけれども、これから先、一般財源をめぐる環境が好転をするということとはとても推測できる状況ではございません。具体的には、平成32年から30億円以上の一般財源といたしますか、交付税が減収になるといたしますか、通常の8つの団体が1つの団体としてカウントされるということになりますので、今よりか、先ほど申し上げぐらいの額が一般財源下がってくると。そういう中での返済を行っていくということでありますから、やはり一日も早く事業というものは完了し、そして一日も早く返済を解消する、いわゆる償還を行い始めるということが大事であろうということがございます。ですから、この問題を仮に5年間、特例期間の延長があったとしても、やはり一刻も早い事業実施をしていくということが肝要であるということがございます。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) 他の優先すべき主要事業等の関係についてでございますけども、こうした各重要施策といたしますか、そういった事業につきましては、市の行政、あるいは議会での審議等を通しましても、重点施策につきましては、各年度の予算というものがまずは当面ございますけども、それぞれ実施計画でありますとか財政計画等に基づいて、主要施策をお示しする中で重点的な事業も計画的に実施しておるわけでございます。そういった事業につきましては、財政的にも確保しながら、議会での御審査、あるいは検討を頂戴する中で進めておるところでございますので、こういった庁舎事業もその中の一つという捉え方でございますけども、他の事業をおろそかにするという考え方ではございませんので、御理解を賜りたいというふうに思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 1点ほど私が補足をさせていただきたいと思えます。

事業については、合併特例債を活用するというところで述べさせていただきました。そして、

基金5億円積んでおりますから、それを充当していきたいというように思っております。それが1点でございます。

2点目に、他に影響があるかということでございますが、私は1点ほど申し上げさせていただきたいのは、学校耐震でございます。おくれをとっておるかのような市民の皆さんの思いを持っておられることについて否定を少しさせていただきたいと思いますが、既にもう議会の皆さんにはお知らせしておりますように、小・中学校の学校耐震は25年度で、来年度で終結するというか、完了するというところでございます。1校の三良坂小学校については、小中一貫校の中で新たに26年度を目途に校舎建築へ入るということでありますが、それ以外はもう学校耐震は終結ということで、これは南部のある自治体においては、まだ40とかそういうオーダーの状況があるやにも聞いておりますが、三次市としては、県下でも最も早い学校耐震に取り組んできたということを申し上げさせていただきたいと思っております。

また、観光交流については、県知事のほうで特別な配慮をして、県の交付金といいますか、助成をいただきながら、今年度、来年度と向けて、新たな財源も確保しながら進めておりますし、冒頭に申し上げましたように、一般財源を他の事業、福祉施策、教育施策へ影響させるようなことは、私は毛頭に思っておりませんので、これまで事業展開された中とそんなに変わっておらない、全く一般財源を使わない方法で努力をしていきたい、そのように思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) 先ほど、財務部長の説明では、いわゆる合併特例債5年延長になったからといって、決してそれで有利になるということはない。むしろ早い事業実施のほうがより望ましいというお答えでありました。

さらに、この庁舎建設事業を進めたとしても、他の事業、優先とされる事業と競合するものではないと、それはそれできちっと進めていくという答弁でありました。

そこで、ちょっともう一点お伺いしますが、そうしますと、仮に百歩譲って、5年先に例えば建てかえるという、合併特例債の期限からしてそうになってしまうと思うんです、財源から見ると。そうすると、この間、この倒壊の危険性のある建物の耐震補強をすれば、仮にですよ。もしわかればの話ですが、大体どれぐらいの補強費用がかかると、やって効果があるんかどうかわかりませんが、当面、巨大地震がいつ来るかもわからないという危険があるわけですから、仮に5年先に延ばすとしたとしても今のまま放置はできないと思うんですね、この建物。そうすると、何らかの補強工事をしなければならない。仮にやるとすれば、どの程度の費用がかかるというふうに、もし試算等されておられれば、教えていただきたいと思います。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) この本館についての耐震補強を実施した場合の経費ということでありますけども、築57年を経過しとるということで、当然耐震補強をしても意味はないといいますが、耐震に耐えられないということでありまして、事業費的には440万円程度かかるとい

う推計を持っております。耐震の診断のほうが。診断のほうが440万円、失礼しました。診断のほうが440万円ということで、補強工事をした場合の金額推計というのは出してございません。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 仮定の話ですからあれなんです、耐震補強を5年間延長するためだけに耐震補強工事をするのではないと思います。そうすると、10年なり15年なりの延長をさせるという程度のことでないと、補強工事の意味がありません。そうすると、この合併特例債を利用できる期間内に事業完了ということはありませんので、そうなるとうなるかという、先般も説明しましたように、24億円の庁舎整備事業費を想定をしましたら、このうち建てるときに1億2,000万円、いわゆる5%部分が必要になります。そして、合併特例債のほう22億8,000万円借り入れるとしたときに、これに対する償還利息が1億9,000万円かかります。そうすると、全体で事業費といいますか、費用の総額が25億9,000万円余りになるかと思いますが、これに対して、交付税が1億3,000万円余り入ってきますから、それだけ特例債期間のときにやるほうが有利だと。ですから、先ほど議員御指摘のように、今回耐震補強して、それを10年先に行こうとしたら、全部いわゆる一般財源か、全く交付税補填のない単独の起債かできやする方法はないわけでありまして、そうすると、どれだけ違うかという、先ほど申し上げた17億3,000万円余りの交付税で入ってくるものが全くカウントできませんので、これが全部一般財源にならざるを得ないということですから、今回やるということで決断を市長がされたわけでございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 私、本条例案に関して、先ほどの意見陳述もありました。市長の意見書を中心として、質問が何点かありますから、その質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、市長の意見書の中で、個々の事業ごとにその内容を十分に検討することがあると書かれています。読みようによっては、市庁舎建設が住民投票条例になじまないともとれるわけですがけれども、当然、他市の状況を見ると、いわゆる市庁舎建設の是非を問う、市庁舎建設に関する条例案というのをいろんな地域で出されていますから、この市庁舎建設に関する条例案は、本市の条例案にそぐうものであると私は思いますけど、もう一度、ここは読み方がわからないので教えていただきたいと思います。

それから、意見書の中で、賛否が拮抗してないとか、6,000余名の署名の重要性は鑑みながら賛否が拮抗してない、じゃあこの賛否が拮抗しておるというのを判断するにはどのような数字なん、これ例えば他市で常設型で条例案ができる、例えば広島市のような10分の1なのか、3分の1なのか4分の1なのか、署名数がそれだけあったら賛否が拮抗していると感じるのか、これ印象的な問題なのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、これもどっちとっていいかわからんで質問しますが、署名の時期がもう設計に

も入ってて、そういう時期なんで遅いというふうに書かれているところもありますし、先ほどの市長の発言の中では、署名活動が開始をされたのが、いわゆる基本設計のでき上がる前で、まだまだ十分に住民の皆さんに説明ができていなかったときに署名活動が始められたと言っておりますから、今から後にやるほうが署名としては正しいと思われているのか。時期として適切だと思われているのか、これもお聞かせいただきたいと思います。

それから、これは意見陳述の中にもありましたけれども、意見書の中で、経費が3,000万円以上見込まれる。これは議論としてはいろんな議論もあろうかと思えますけれども、行政として、自治体として、経費の問題を持ち上げて、意見を唱えられるということは、私は決してあつてはいけないもんだと思います。先ほどもありましたように、民主主義というのは一定の経費と時間をかけてやる、法律に基づいてやる、これが行政といわゆる政治家であったり、地方自治体の責務であると思えますから、この点は、再度どのようにお考えになるか聞きたいと思えます。特に、最近では常設型の住民投票条例を設置をして、積極的に住民投票に活用しようと、住民投票を行って市民の意見の集約に活用しようと考えている自治体がずっとふえてるわけです。今後も常設型の住民投票条例を制定される自治体というのはふえることはあっても減ることがないというのが普通の考え方であろうかと思えます。このときに、経費がどうであるとかということではなくて、より市民の皆さんの意見が集約をできるためにこの住民投票条例を設置をするというのが通常の考え方であると思えますけれども、もう一度、考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、意見書の中に、住民投票の成立要件に関する重要な投票率に関する規定がないと書かれております。少なくとも50%以上、いわゆる過半数以上の有効投票が必要と考えると述べられておりますけれども、いろんな、いわゆる常設型であるとか、個別の案件で住民投票条例を制定された自治体を調べてみました。これ別に、個別案件過半数以上の有効投票が必要であると規定をされている条例もありますし、全く規定されていないところもあります。先ほど紹介しました広島市では、確かにもう投票資格者の過半数の投票がないと、その時点で開票しないというふうに定められている条例もありますが、入り口の部分で、広島市の場合は、いわゆる署名の総数が10分の1以上であったら、もう議会なんかかけずに、すぐに住民投票を行うというふうに常設型の条例案で決まっておるところであります。これを考えると、過半数というのが他の自治体で全部、ほかの条例で全部定められておるわけでありませぬし、逆に、今回の例えば三次市の関係でいうと、広島市に持っていったら、すぐその時点で、もう10分の1以上超えていますから、住民投票条例として制定をされて、住民投票にかけられる署名数を超えておるといふことであります。さらに、例えば鳥取市で、これも新聞紙上にありましたら、皆様よく御存じであると思えますけど、個別案件です。鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例、これは当初はやはり住民の、市民の皆さんが署名をして、議会にかけられて、議会が否決された後、また議会のほうも、やっぱりこれじゃあいけないということで、もう一度議会みずからが、鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例というのをつくったのが鳥取市の案ですけれども、ここでは、先ほどの最低投票率の要件ではなくて、12条ではこういうふうに書かれています。市議会

及び市長は、投票資格者の半数以上の投票を目指し、広報その他の手段により投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。全く考え方としたら、たくさんの皆さんの真意を聞きたい、そのために過半数の皆さんにどうぞ投票してもらうように、議会も市長も一緒になって、それを目指さなきゃいけないというのを条例で規定しているのがこの鳥取市の条例でありますから、これは個々の事案によるものだと思いますけれども、それについてもう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、財政のことで数点お伺いします。

先ほど、合併特例債の関係で、いわゆる地方交付税が段階的に3年後から削減をされて、5年先には約30億円は減額されるだろうということを財政部長が話をされましたけれども、じゃあ段階的に補正をされる3年後、この時点では、一体幾らの地方交付税が削減される予定であるのかお聞きをしたいと思います。

それから、合併特例債が5年間延長され、先ほど言いましたように、3年後から5年先には30億円、毎年毎年下がってくるわけですから、財務部長の言われた、将来、3年先、5年先には入ってくる収入が減るので、今のうちに庁舎を建てておかなければいけないんだという発想は、実は反対だろうと思います。将来、3年先、5年先に入ってくるお金が少なくなるんですから、今のうちに借金をするのではなくて、将来の財政計画、3年先、5年先、入ってくる収入が減っても、ちゃんとそれが賄えるだけの事業になってるのかどうなのか、これをきちんと整理をして長期の総合計画を立てて、それから財政計画を立てて、実施計画を立てて行われるのが当然であろうかと思いますが、将来お金がないのに、だから今のうちに早くやっておくんだという議論は、私はないと思いますが、もう一度、それについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、財政の中で、三次市庁舎整備基金5億円積み立てて、庁舎整備基金もあると、これは庁舎整備基金は一般財源の中で積み上げているものですから、例えばこれを崩せば、具体的に高齢者福祉とか少子化対策に使えるような一般財源の5億円、先ほどの庁舎をつくるから地方交付税が入ってくるものとは趣が違うと思いますので、これはその考え方でいいのかどうかというのを聞きたいと思います。

それから、平成16年度合併時のことをよく話をされます。私自身が市長でしたけれども、その当時、いわゆるまちづくり計画、建設計画、11年間で立てました。平成26年まで。その中には、新庁舎建設もその中には入っていますが、総額を足していったときには、とてもではない、庁舎の建設までは整備、事業計画に年次計画として入れられないということで、年次の計画にも入ってないと思います。様子を見ながら、中身を見ながらやらなければいけないということで、これ財政の問題です。その当時、御記憶もあろうかと思いますが、優先順位が何かということで、三次市の場合は大きな事業としてケーブルテレビを、結果としたら、これ過疎債が充当できるということになりましたけれども、そういったものを活用した。他の、例えば庄原市とか安芸高田市は、ケーブルテレビとかそういった事業ではなくて、庁舎建設を優先をされたということもあろうかと思いますが、どの自治体においても、その時点、その時点の財政に

において、そのときの優先順位の事業を選択してきた経緯があります。そのときに、入らなかった、財政の事情で入れることができなかつた市庁舎建設が今できるとしたら、そのときより財政事情は果たして好転しているのでしょうか。今、財政部長のほうでは、財政が大変厳しい状況にあるというふうに聞きました。もう一度、平成16年当時と財政の状況はどうであるかというのをお聞きしたいと思います。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) 項目が多くございましたので、漏れましたら失礼でございますけども、順次御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、今回のこの住民投票条例制定を求める案件につきましては、市長とすれば、意見書という形で出させていただいておりますので、条例案そのものにつきましては意見書が全てであるというふうに思っておりますので、余り追加した、意見書へつけ加えるという部分は御遠慮をさせていただきたいと思っております、まずはそういうところを思っております。

順不同になろうかと思っておりますけれども、今回の住民投票条例の直接請求といいますのは、個別型といいますか、先ほど議員言われました常設型ということではございませんので、常設の関係と個別型の今回のような個別型とをこの場で議論ということではなしに、今回出たものに対して意見を市長として述べておりますので、そういった議論というのは、また市民運動あるいは議会での議論の中で検討されるべきものというふうに思っております。

それから、個別の部分でお答えしますと、この意見書全体をお読みいただいた中で御判断をいただきたいということで、テーブルのほうは議会のほうへ御議論をお願いして決定をいただくということでございますので、そのようにお願いしたいと思います。

それから、全国の例、あるいは鳥取市の例等もございましたけども、この全国の例、庁舎に関する部分を言えば、私の知り得る限り、庁舎自体を現在地から別のところへ動かすといった案件でございまして、そういった中で住民投票という動きが出ておるということでございまして、本市の場合には、正確に言いますと、本館のみを改築するということでございまして、庁舎を別なところに動かすということになりますと、議会の3分の2以上の同意ということでございまして、本件の場合には通常の改築を、東館、本館とございまして本館のほうを改築するという意味合いでございまして、そういったふうに私どもも認識をしておるところでございます。

それから、署名の時期についてでございますけども、市として、署名の時期が早い、遅いということを申し上げるということではございません。ただ、市としましては、当初の実施計画、その以前の市長の政策表明、あるいは議会での御議論、そういった中で順次説明を進めさせていただいているということでございます。最終的に、基本設計がことしの9月末に完成しましたので、速やかにということで、10月には市民説明、あるいは広報での説明という形をしております。そういった内容的に、今御指摘をいただいている内容的な部分は10月に入らないと御説明できなかった案件も多ゆうございます。署名が始まりましたのが9月20日、その前から

準備はされたと思います。そういった時期でありましたので、そういった御指摘をいただく部分が、一つ一つをお返しするということができない状況というのを御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、この住民投票をいざ実施するという御決断がされましたときには、やはり経費という部分と、それから市民の皆様へ労力というものをおかけするということが当然発生するわけでございます。今回の案件がそれにふさわしいものであるかといったことでありますけれども、全国的には、他の庁舎以外を含めると、原子力発電所の誘致でありますとか、あるいは米軍基地の問題でありますとか、市町村の合併でありますとか、そういった案件というのが多くございまして、市としましては、今回の事業の経過等も含めまして、住民投票に資するべき案件というふうな判断はしてないのが市当局でありまして、これは今回、議会議員の皆様方が御議論をいただいて御判断をいただくものというふうに思っております。

それから、成立要件の関係でありますけれども、市としましては、この条例案に50%とか、あるいは市長選挙あるいは市議会議員選挙の投票率等を用いられた投票率をもって、またその投票者の過半数というような形のもので条例案には必要ではなかろうかということで意見を付けさせていただいております。これが何%がふさわしいかというのは、また別な御議論になろうかと思いますが、少なくとも有権者の50%以上の投票率が必要ではなかろうかというのが意見書の中身でございます。

あと漏れたのがありますか。

(1番吉岡広小路君「3,000万円」と呼ぶ)

漏れがあったら、後ほどまた御説明ですけど。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 財政面で御質問いただきました。

三次市には、財政部長というのはありませんので、財務部長でございます。

まず、普通交付税の減額が32年から30億円の減額ということで、どのような形の減額の形になるのかという御質問だろうと思うんですが、27年度から平成32年まで、32年にちょうど0になるような形ですが、30億円を段階的に落としていただければ、5億円か6億円になると思うんですが、それぐらいのレベルの減額になろうというふうに考えます。

それから、収入の状況、私の説明の中では、これから厳しくなっていく中、厳しくなっていくということを想定しとるのに大きな事業をするのはどうかというような御質問だったんじゃないかというふうに聞き取りをさせていただいたんですが、これはどういう財政状況かという以前に、もうこの建物そのものが危ないということが基本でありますので、ということになれば、一日でも早くといいますか、特例債が使える期間内にとということでの決定ということでありまして、そういった財政面が庁舎を建てかえるということの原因になったものではないということでございます。

それから、5億円の庁舎基金ということではありますが、これをほかの経費に振り向けること

ができるんでないかと、こういったような御質問だったかと思うんですが、これはあくまでも基金というものは目的を持って積み上げとるものですから、やはりその目的を持っているうちは、その基金というのはそういう方向で使うということでございます。

それから、平成16年当時、たくさんの事業もあって、事業の項目では庁舎も入っていたけども、金額は入ってないというふうにおっしゃいました。

(1番吉岡広小路君「年次が入ってない」と呼ぶ)

年次も入ってないですか。それにしても、これは金額がどうこうではないと思います。金額が入ってない事業はたくさんございます。したがって、今回平成16年当時それがなかったからといって、金額が入ってなかった、あるいは年次が入ってなかったといって、今建てたらいけんというような問題ではありません。これは当時から項目が上がっていたということは、対象とすべきであるという考えにあったわけでありますから、したがって、それが現在の時点で行うべき時期に来たということでございます。

それから、平成16年当時と今、財政状況が変わったのかという御質問ですが、今までのといいますか、今議会で市長が説明しておりますように、財政状況について指数あるいは借り入れの起債残高、また基金の状況、こういったものは基金はふえていますし、借金のほうも減っています。そういう中で、今回の決定ということでございますので、基本的に一般財源における状況というのは厳しゅうはございますけれども、少なし平成16年当時とは若干柔軟になったかなというのが現在の状況でございます。

(1番吉岡広小路君「3,000万円」と呼ぶ)

○議長(沖原賢治君) 3,000万円言うたんかな。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

○副市長(高岡雅樹君) 選挙を行った場合の経費ということで、意見書の中にはそういった表現をいたしておりますが、これは一つの例として経費もかかりますし、市民の皆さんには投票という御労力をおかけするというで書いたわけございまして、そういった意味で、住民投票というのは慎重に、個々の事業ごとにその内容を検討する必要があるということございまして、議会の皆様の中で投票という御判断をされれば、そういった経費がかかりますということ意見書の中に書かせていただいたものでございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) よく住民投票条例の関係について、総務部長も御認識をされていないかと思いますが、ちょっともう一回確認したいと思いますが、常設型というのは別に個々の案件であるとか何とかじゃなくて、当然、住民投票条例を行う場合には個々の案件で住民投票条例を行います、常設型を設置している自治体はどうかというと、こういった議会で議論をして、議会の議決がなければ住民投票条例が制定をされて住民投票ができないのではなくて、一定の条件をそこに上げられています広島市ですと署名が10分の1以上であるとか、そういった

条件がクリアできれば、もう必ず住民投票を行うというのが規定をされておるのが常設型であるので、個々の案件はそれぞれどこでも個々の案件が発生しますから、常設型と個々の案件が違うというのは違いますから、それを御理解いただきたいと思います。

それから、内容でありますけれども、もちろん市役所建設もありますが、他の市の例でいうと、例えば大分での別府市スーパー誘致でありますとか、静岡県は鉄道架橋、長野では塩尻市民交流センター、千葉では習志野市の場外舟券売り場、それから福井県では福井市の複合施設建設、鳥取では鳥取の浄水場建設、これらが実際に住民投票もされてますから、当然市役所がとか原発に限ったとか、あるいは合併がどうだとかというところではなくて、当たり前に住民の皆さんにかかわる事業が住民投票されておるというのを理解をしていただきたいと思いますが、もう一度、それについてお伺いしたいと思います。

それから、財政の面でいうと、先ほど言いましたように、私が言いましたように、平成16年、合併時においても、その建設計画の中に庁舎建設を入れ込むことができないぐらい財政計画が逼迫をしておったということでもありますので、それをもう一度聞きたいと思います。さらに、先ほどの財務部長さんの説明によりますと、財政は厳しくなってるんだから、また数年後には、5年後には交付税も削減をされるから、今のうちに一生懸命庁舎建設とかやっとなきゃいけないんだという説明の後に、今は財政はよくなってるんだというような説明もされますが、確実に、先ほど言いましたように、3年後から5億円、4年後には10億円、5年後には15億円というて、真綿で首を絞めるように段階的に交付税が削減をされて市の財政が収入が少なくなってくるわけです。市税も少なくなってきましたが、本当に今の時点でそういった財政状況がよくなっているのかどうか聞きたいと思います。

さらに、先般の一般質問でもさせていただきましたけれども、今回、意見書の中で、広島県の三次地域事務所、いわゆる旧合同庁舎の活用については考えてない、県とも協議をしてないということでありましたけれども、そういった財政状況も考えたり、今後のことも考えたり、もう一度、県と協議をして、ちゃんと合同庁舎の使い方とか使い道だとか、県と協議をする必要があると思いますけれども、もう一度その点をお聞かせ願いたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 私のほうから、基本的な考え方を申し上げさせていただきます、補足があれば、担当部長のほうからお答えさせていただきますが、1点目の常設というのは、今回の審議の内容とは私は別途だと思っております。本市のみならず、国として、二元代表制を持つておる制度として、常に住民の皆さんへ住民投票を10分の1以上の署名があればできるという常設型というのは、私は慎重であるべきだということをお答え申し上げます。見解の相違であろうと思っております。

2点目の財政、新市のまちづくり計画で金額が、そういう論議は別にさせていただいて、本当に財政が合併時と今どうなっておるかというのは、私は好転しておるということを、数字的に申し上げさせていただきますと、平成16年度当時、吉岡市長時代でございますが、経常収支

比率が97.3が、23年度末、ことしの3月末が92.8%ということで好転しております。さらに、実質公債費比率が、時は22.0%であったものが、今日23年度では13.7%ということで、激減をいたしておりますし、もう一つは借金と申しますか、地方債の起債額であります、当時、586億円余りでありましたが、今564億円余りでございますから、24億円ぐらい借金を減らしておるとか、あるいは基金については、当時86億円ぐらいであったと思いますが、先般も一般質問でもお答えしましたように、129億円余ということで、40億円を超える基金の増大をさせておるとかということでございますから、当時の財政状況と今日的には好転しておると、これは断言できると思います。

今、財務部長が言っておるのは、将来、やはり8つの市町村の仕組みから1つの仕組みになっていくことよっての地方交付税の減額というのは、これはもう合併前から既にわかっておったわけで、私も合併協の中の首長の一人でありますから、そういう意味では、当時であろうが、今であろうが、将来にわたっての一本算定で減額されるであろうという金額は、当然ながらある。それを想定するのが幾らであるというのは明確には数値として申し上げることは難しい面もありますが、30億円は超えてくるだろう。それは平成32年度からであると。それまで27年度からは段階的に5年間で激変緩和措置をとって32年度以降はそういう30億円に近い金額が減額になる。そうすると、できるだけ体力のあるうちにやっていくことも一つは考え方であるんじゃないかということをお財務部長は言いたかったわけでございます。

それ以上に、今やらなきゃいつやるかということですが、これだけの60年近い老朽の本館をそのまま看過して、5年後、10年後、した場合には、全く自主財源でやらなきゃならないということでございます。ほいじゃあ、3年なり4年なり延ばしやいいじゃない。私はちょっと技術的にはわかりませんが、耐震構造も合併特例債で見てもらって、解体も5年間延ばすために、また新しいのを重複できるかどうかというのは、私も十分理解しておりません。

それと、県との関係は私は明確に申し上げておる。私もマニフェストで選挙戦を戦った以上は、皆さんに提示するのが当然のことだろう。それを判断されるのは、きょう議決をいただく皆さん方であるわけでありまして、それはもう全く見解の違いと申しますか、そういうことを明確に申し上げておきたいと思っております。したがって、県との協議は、私はそれを言いません。やっております。それはもう明確に内容については一般質問で申し上げたつもりでありますから、あえてきょう重ねて言うのは控えさせていただきますが、そういう中で、やらなければならないという判断をさせてもらっておるとかということで、皆さんの御判断を賜りたいと思っております。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 先ほどの御質問に対しまして、ちょっと私、間違った答弁をしていたと思いますので、これを訂正させていただきます。

1つは、吉岡議員の御記憶も定かでなかったんだと思うんですが、新庁舎の建設事業について、まちづくり計画の中では23年から25年まで、これは平成16年12月議会だったと思うんです

が、総務委員会のほうへ提出しとる資料をごらんください。入ってます。数字も、項目も。

それで、先ほどの建てることについての財政状況の件なんです、これは一般財源がどの程度返済のときにかかるかということなんです、先日もお話ししたとおりなんです、最終的に5億円の庁舎の基金を財源に充てた場合に、残るのは3億6,000万円ほど新しい真水が必要になるということでございます。これを15年間でということになりますと、2,400万円ぐらいの単年度、返済をしていく上での新しい真水といいますか、一般財源が必要になるというレベルの負担額ということでございます。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) 市長のほうからお答えをさせていただいたので、多少重複する分もあるかと思いますが、他市の直接請求の例を出されましたけども、他市においては、他市の地域事情ということで、その地域の市民あるいは議会の御判断での選択で、現在の条例であったり、その対応もされているというのが状況だと思います。要は、地域主権の時代ということでありまして、各地域がそれぞれ市民の考え方、そこらが重要視されて物事が進められるべきというふうに思っております。

また、財政問題で庁舎と、それは当然、財政のこともございましょうし、市民の利便性のこともあろうかと思えます。私ども総務部としましても、危機管理を所管しております。この庁舎といいますのは、やっぱり市全体の市民の生命、財産を守る中枢施設であるというふうに思っております。いざ災害、地震を初め災害が発生したときに、やはり最も先に情報収集し、市民の皆様の安心と安全を担っていくという重要な役割があると思えます。これまでの過去の震災におきましても、阪神・淡路におきましても、神戸市の庁舎、倒壊しました。東北の震災におきましても、東日本におきましても、そういった事例が多くございます。そうしたときに、やはり一番先に行動して、市民の皆さんを守っていくというのは我々の重要な任務であるというふうに思っております。そういった意味で、この本館をそういった中枢機能にしていくということで、御理解を賜って、ぜひとも計画どおりに進めさせていただきたいというのが思いでございます。

なお、本日は条例制定についての議案を市長として上程をさせていただいているところでございますので、庁舎の是非についても御意見もあろうかと思えますけども、私どもは条例について上程をさせていただきましたので、そういった内容の審議について、よろしく御審議をお願いしたいという思いでございます。

○議長(沖原賢治君) もう2回です。2回です。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第111号については、会議規則第36条第3項の規定によ

り委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

(5番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

○5番(鈴木深由希君) 私は、このたび三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例(案)は、市庁舎建設の是非について、議会制民主主義を補完する形で住民投票に委ねようとするものだ理解しております。もちろん市の施策を住民投票により決定すべき案件もありますが、今回の案件は、住民投票をするまでもないと考えています。全国的に庁舎建設を住民投票に委ねる話になっているところは、特別多数議決を要する現在地からの移転、また高額な建設費が課題であるところです。本市の場合は、老朽庁舎の現在地での改築であり、事案を異にしているものと考えます。市民への情報公開と説明についても、市はきめ細かく十分に行ってきていると認識しております。市民の中で、市広報、ホームページ、テレビ、新聞報道を見落とししたり、市民懇談会、説明会へ参加できなかった方には、庁舎建設計画の経緯が伝わっていないと考えられます。そうでない限り、市はこれまで情報発信と説明を丁寧に重ね、市民からの意見を伺ってきておられます。

私は、一市民として、報道等で最初、庁舎移転と聞いたとき、中心市街地が空洞化する懸念を持ちましたが、老朽化による現在地での建てかえは、防災面を考えると必要だと理解しました。また、私は、昨年10月、新庁舎建設に向けて発足された三次市新庁舎建設事業市民懇話会へ一般公募委員の一人として参加しました。学識経験者や市内の有識者15名の委員で熱心に意見交換し、同年12月、市長へ答申を提出いたしました。今年度になりまして、市政懇談会、新庁舎基本設計説明会等へ出席しました折、三次市新庁舎建設事業市民懇話会の答申が盛り込まれていること、市民へ丁寧な説明が行われていたことを確認しております。議会としても、議会報告会で市民の皆さんの意見を伺った上で判断し、承認されたと聞いております。

また、市長の意見書の中で指摘されておりますが、投票率の規定がないなど、条例案は不完全なものであり、住民投票を行うと3,000万円を超える費用を自主財源で支出しなければならないことも見込まれます。それほどの費用をかけて住民投票をすべき案件であるとは考えられません。それだけの費用を使うなら、もっと市民のためにすることがあるのではないのでしょうか。

以上の理由により、私の反対討論とさせていただきます。

○議長(沖原賢治君) 次に、賛成の討論を許します。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 私は、本条例案に賛成の立場で討論に参加したいと思います。

まず、先ほどの質問でもさせていただきましたように、いわゆる新市まちづくり計画、平成16年当時もつくりましたけれども、16年から11年間の計画ですから、当然いろんな案件も入っておりますけれども、当時からやはりこの庁舎建設というのは難しかったというのが現状です。とても財政的にも総額でも入り切らなかったし、今でも財政状況が好転しているようには思えません。

今回、6月20日の時点で合併特例債延長法案が可決をされ、国会で、5年間の合併特例事業、合併にかかわる特例債も延長されたところでありまして、当然、それにかかわる事業としたら、先般積み残しの事業もたくさんありますから、本市としたら、まず合併の新市のまちづくり計画、建設計画の見直しを5年間延長して行うべきであろうかと思えます。

三原市では、先般の議会で、市庁舎も凍結をしておりますけれども、総務部長のほうから、財政が厳しい中、現実にまちづくり計画を全て消化していくのは困難であるということをお述べております。さらに、合併特例債の発行期限が2019年度まで5年間延長したことを受けて、有効活用で財政の健全を図ることができる計画期間も延長が必要であるということをお述べられるのが、いわゆる三原市の財政当局の考え方です。当然、三次市ももう一度事業の見直しを行って、事業計画も5年延長したものにして見直していく。今回の条例案にありますように、一旦市庁舎の建設をストップして凍結をして行うことが、今大事であろうかというふうに思えます。

さらには、旧合同庁舎の利活用について申し上げました。私自身も一般質問で申し上げましたけれども、私自身が先般、広島県に行って、幹部の方と協議をしたところ、三次市のそういったところから相談があれば、真摯に協議に応じてそういった内容も深めていきたいという答弁をいただきました。私もぜひ市長と一緒に県に行って、そういう合同庁舎の利活用ができないか、もちろん県の出先機関がなくなるようなことは絶対させませんから、本当に市の市庁舎が安くうまく活用できるようにしていくのが当然であろうかというふうに思っております。特に、今からの時代ですから、地方分権、今選挙も行われておりますけれども、これが大事なのは、市であるとか県であるとか取り払った行政運営が必要なんだろうと思えます。いわゆる今の合同庁舎を三次市役所に、そこに行けば市の土木もあって、県の土木もあって、一緒に市民の皆さんは1カ所で市民活動とかいろんな行政処理ができる、こういった方向を目指していくというのが本来の姿で、ぜひ今からの三次市のあり方はそういった方向を目指していくべきで、経費も削減できるし、一石二鳥という意味でも、今回の条例案をまずありますように、凍結していただいて、それを合同庁舎の利活用を図っていく、その選択肢を市民に与えるという意味で、住民投票が必要であるかというふうに思えます。

さらには、議会報告会でも多くの市民の皆さんから、市庁舎建設に関して、疑問の声でありますとか、まだまだ情報がわからない、もっと違う選択肢も示して、ある会場においては、今

ある既存の施設を今のように分散して十分に活用すればいいじゃないかという意見もたくさん聞かせていただきました。こういった選択できるものを用意をして、それに備える必要があるかと思いますが。

先ほど、総務部長が災害に関する、地震に対することも言われました。しかし、今は先般のトンネルの崩壊に係るように、まず小・中学校、例えば三良坂も残っております。さらには、道路、トンネル、橋梁でありますとか、庁舎よりも優先して、インフラの整備でありますとか、そういった危機管理をしなければならないところはたくさんあります。

さらに、経済が低迷しているときに、今行すべきことは、庁舎建設ではなくて、雇用や経済状況の好転、さらには高齢者福祉の充実や子育て支援策の充実、こういったところに施策の中心が移っていかなければいけないのは、市民の多くの皆さんが考えるところであろうかと思えます。

最後に、今回の6,000名を超える署名、この多くの市民の皆さんの思いは本当に尊重しなければならないものだというふうに思えます。最大限にそれを重要視し、その重要性を深く認識する必要があるかと思えます。よって本条例案に賛成といたしたいと思えます。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 私は、今条例案に反対の立場で討論いたします。

まず、その第1点は、この条例制定を求める住民投票を求める請求の中に、全く市民の皆さん、あるいはこの建物で働く職員の皆さんの命を守るという観点が欠落しているというふうに思えます。いつ来るかわからない地震、震度6で倒壊する危険のあるこの建物を、一日も早く建てかえる必要があるというのが私たちの思いであります。この請求の中には、こうした市民の命、財産を守る、その点が欠落していることは決定的であると私は思えます。

それから、この今回の条例の制定を求める請求の署名運動についても、私は大きな正当性に疑義があります。それは、私のところにある市民の方から電話がかかってきました。今、署名を頼まれて書いてしまったけれども、そのときの署名を頼みに来られた方の説明によると、いわゆる備北地域事務所、合同庁舎ですが、これの払い下げを受けることができた。だから、庁舎の建設はあちらへ移転すればいいという説明を受けて署名をしてしまった。しかし、そんな話は聞いてないしおかしいと思って私のところに電話されました。本当なんですかと。いや、絶対にそんなことはありません。払い下げを受けたということはありません。これは、私のところには1件だったかわからないけれども、こういう説明の仕方をして署名をとられたという可能性も数多くあったのではないかということも否定できません。このように、この署名というものがきちっとしたこの請求の趣旨を理解して署名をされたかどうかについては非常に疑問があります。

したがって、こうした問題をもっと私たちは整理をし、さらにはこの事業費が40億円にも50億円にもなるというような話をされて署名をとられたということも聞いております。本当に

正しい市民の判断を求めようとするならば、正当な自分たちの署名運動をしている正当性を訴えて署名はするべきではなかったかというふうに思います。

それから、先ほどの討論の中にもありました。この条例の問題ですけれども、私は、確かに民主主義というものにコストがかかることは理解します。やはり住民投票も場合によっては私は必要であるとも思います。しかし、今回の場合は、先ほど鈴木議員の討論にもありましたけれども、数千万円の、3,000万円もの費用をかけてどうしても市民の判断を仰がなければならない事業なのか。私は、地震の倒壊の危険性から考えれば、当然必要であり、急ぐべき重要な課題だというふうに思います。決して他の事業をストップをしてまでこの事業を進めようということではなく、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、同時にそれは並行してやるんだということでありますから、何ら市民生活に影響を及ぼすものではないというふうに考えます。

以上のような観点から、私は今条例案の制定に反対するものであります。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（10番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○10番（新家良和君） 私は、6,366名の有効署名があったことは真摯に受けとめたい、そういう立場で今から討論に参加します。

まず、建設か否かということに立つと、建設の立場で、本条例案については反対の立場で次の2点の見解を申し述べ、参加させていただきます。

1点は、合併特例債の有効期限が5年間延長になったことについてであります。市長の見解の5ページにも記載されておりますように、この合併特例債の期限が5年間延びても、交付税の特例措置は延びておらない。したがって、今後の財政運営を考えると、先ほど財務部長が答弁されたことに尽きるだろうと思います。

あわせて、平成26年の4月から8%、27年10月から10%に消費税が上がることも極めて高い確率でその可能性がございます。したがって、消費税に伴うおおよそ1億円を超える余分な出費も重なってくるということから、この財政問題について1つそのような見解を申し述べさせておきたいと思っております。

もう一点は、広島県三次庁舎、旧合同庁舎の利活用の問題であります。

市長は、先ほどの意見書の中でも、あるいは答弁の中でも、さきの市長選挙の公約であったからということをおっしゃっておられます。確かに、現在地での建てかえは昨年の市長選挙の市長の公約の一つであったことは私も理解をしております。三次市新庁舎建設事業市民懇話会、さらには議会で構成しました新庁舎調査特別委員会、その中でも、旧合同庁舎の利活用を含めて、幾つかの選択肢の中から現在地が一番いい案であるということを示してほしいと、私もそういう質問をいたしましたし、意見も持ちましたし、私の同僚議員も調査特別委員会の中で再三にわたってそのような意見を申し述べさせていただきました。そのときに一貫して執行部は、あるいは議会も、現在地ありきで建てかえを行うということに終始をいたしました。私は、今回このように市民運動が起きて署名活動をした一つの理由の中に、やはり市民から、当時から意見が

あった旧合同庁舎との比較を含めた幾つかの選択肢の中から、経済性であり利便性であり安全性であり、あるいはにぎわいの創出であり、そのような幾つかの比較をして、現在地の建てかえが最もふさわしいんだといったことを議会にも市民にも十分説明されておれば、今回のことにはならなかったのではないかという気さえしております。そういう意味で、私を含め、当時の私どもの会派の議員は、合同庁舎との入れかえについてしっかり検討してほしいという意見を申し述べましたけども、それだけに終わったことについて、自己批判もしておりますし、市民運動に盛り上げなかったことについて大変残念な気持ちを持っております。その後の調査で、幾つかのことが明らかになりました。例えば、合同庁舎に今203名職員がおられます。これが仮に東館に入っていたとすると、今東館は155名の職員数です。したがって、キャパの問題も当然出てきますし、あるいは合同庁舎と入れかえをするに際して、合同庁舎の仮庁舎も当然必要になってきます。いろんな土地の価格の問題であるとか固定資産の問題であるとか、いろいろハードルは高いだろうということもわかりました。ただ唯一、今の人員キャパの問題で、本館には入れませんから、東館に収容できるかどうかということだけを考えても、ちょっと無理があるような気がいたします。

ただ、この件については、やはり私は、市長も執行部ももう少し、市長の選挙公約に固執せずに、もっと懐を広くして、こういうケースでいろいろ比較をしたけども、やはり現在地の建てかえが一番よかったということを説明しておけばよかったかなと。

ということで、本件については消極的ではありますが、新庁舎の今回の是非を問う住民投票については反対をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（20番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

○20番（平岡 誠君） 私は、新庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定についての反対討論を行いたいと思っております。

まず、意見書にも出されておりますけども、この条例案の不備についてであります。

条例を策定する場合、1、投票の対象事項、2、発案権者、3、投票資格者の範囲、4、投票の形式、5、成立要件、6、投票結果の取り扱いが制度の基本要素となっております。この条例案には、住民投票の結果は市長、議会は尊重しなければならないとありますが、投票の成立要件に関する規定がありません。例えば、広島市、大竹市に設置されている住民投票条例には、投票率50%以上の場合に成立するということになっておりますが、この重要な規定がなされていないことでもあります。

次に、このたびこうした条例案が出されたことに対し、まことに残念な思いがいたしております。小・中学校、保育所の耐震がおくれていると指摘されておりますが、さきの答弁にもありましたように、三良坂小学校の建てかえを除いて、平成25年に全て完了するというふうになっておる。それなのに、なぜ市役所本館の耐震化を進める必要があると言われたいのでしょうか。もしお金がないのなら、補強工事でも急ぐべきであると言われても当然だろうと思っております。

一般質問でも出ていましたように、小・中学生や保育所の子どもたちの命を災害から守ることも、本館庁舎内で働く職員や来庁者の命を守らなければならないことは同じことであります。こうした視点に立って、南海トラフによる大地震や震度6以上の地震が来たときのことを想定すれば、本館の改築は延ばしてもよいとする答えは出ないはずであります。この間に大災害が起きてとうとい命が失われたときには、責任は誰がとるのでしょうか。

このたびの署名の縦覧をさせていただきました。署名数は述べられているとおりでありますが、署名活動をされた受任者217名の中に吉岡議員も入っておられました。入っておられましたが、条件不備のままで署名活動をされておりますが、本気で住民投票で建設凍結を考えておられるのかどうかわかりません。こうしたやり方を拝見したり、庁舎建設は愚の骨頂とか、風の読めない議会、議員とか言われると、私にはかつての野球場建設における修正案可決に対する再議、東光保育所民営化における再議、再々議を思い起こします。市長と議会は二元代表制のもとにあることを尊重すべきではないでしょうか。本当に凍結を望んでいるのであれば、昨年4月の市長選挙で市庁舎建設は現在地とする公約を掲げた増田市長が、公約どおり8月に提案され、議会も特別委員会を設置するなどして審議を始めたころから、直接請求の行動を起こされるべきではなかったのかと思っております。また、ことしの4月、市議選において凍結を望む多くの仲間を議会に送り込んだり、他の議員には厳しい審判を下すこともできたのではないかと思っております。

また、きょう、意見陳述がなされましたけども、住民投票実施請求書の中の請求の趣旨であります。その中の5番目、市庁舎新築計画について鳥取市や三原市では財政難から見直しの要求が市民からなされとありますけども、この中身はいろんな状況の中で中断しているわけがありますが、特に三原市は、まだ基本計画さえできていない中で、見直しどころではない話であります。また、鳥取市は、今も出ておりましたように、移転新築が条件でありました。それを現在地で改築をしていくという全く三次と同じ状況であります。そういう中でありますけども、昨年の9月、12月には、建設事業関連補正予算を可決し、ことし3月には、建設に向けた当初予算4億9,700万円も可決し、基本計画、基本設計の作成も行われ、事業は確実に進められ、近隣の地権者の皆さんとの話し合いも始まっております。また、近日には実施設計もでき上がると思っております。

私は、市庁舎本館の建てかえは時宜を得た事業であると思っております。建設凍結を解除したときには、どこに建設していくのかも示さず、ただただ延期すればよいというようなものでは、市民を惑わせるだけであります。さきの選挙の争点は、建設位置にあったということを出してほしいわけであります。

3・11東日本大震災、想定される南海トラフ大地震、震度6以上の地震に耐えられ、災害本部として、また避難場所として、免震装置を備えた市庁舎は、本来決して優先順位は低いものであると思っております。市長を初め、執行部の皆さんは、この庁舎建設に当たっては、これまで例がないくらいに市民の皆さんへの説明責任を果たされてきております。新市まちづくり計画に位置づけられた事業であり、市街地の活性化につながるものとして、現在地での建

てかえを基本に、他市に例を見ないくらいに建設費を抑制し、また将来における財政負担の軽減を初めとして、合併特例債を財源とするその意義、ワンストップサービスなどの市民サービスの向上、県庁舎との交換の問題点、駐車場の確保など、この建設機会を逃すことこそが、将来への負担を大きくするものと言えます。

私たちが野球場建設に反対したときに、当時の市長は、財政計画を立てる上で合併特例債を使う場合は大きな事業は早く借りて早く返すことが有効であると説明を受けておりましたが、もうそのことは通用しなくなったんでありませんでしょうか。二元代表制を再確認していただきたいと思います。

私は、こうした理由で、本館の建てかえは建設計画どおり進むべきであり、3,000万円を超える経費を使って行おうとする住民投票には反対をし、条例案にも反対し、私の反対討論いたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありませんか。

（3番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 齊木議員。

○3番（齊木 亨君） 今回、この場に立たせていただいて、反対討論いたしますが、直接請求された有権者の方々、たくさんおられます。その方々の気持ちも思い、活動を思いますと、気の重い立場ではございますが、住民投票条例の制定について反対の立場で討論いたします。

私は、今回の市民によります条例制定の直接請求は、本市では初めての取り組みであり、4万6,000人余りの有権者のうち13.6%の方の署名者とはいえ、皆さんの思いは受けとめさせていただきますと思います。

しかしながら、議会制民主主義によります二元代表制をとっている我が国の制度の中では、住民の直接請求の取り扱いにはおのずと一定の制約があるのも事実であります。また、今回の案件は、本市の庁舎建設の是非を問う条例制定を求めることに限定したものであります。市長及び議員がそれぞれ市民の負託を得て、正当な手続と議会での予算議決等をもって進めている事業の是非を、今の時点になって市民の是非による判断に委ねるには相当の理由が必要であると考えます。

私は、今回の請求の趣旨を勘案しても、本条例の制定に賛成することはできません。その理由は次のとおりであります。

まず、庁舎建設をなぜ急ぐのか、合併特例債延長で建設を延ばしてもよいとの意見に対しましては、最近の2度にわたる大震災や、すぐにでも発生が予測されている東南海地震などからも、防災、災害復興拠点としての庁舎の整備の必要性や緊急性は重大な問題であります。また、合併特例債の延長は単に先延ばしができるものとの考えは安易な発想であり、交付税措置は延長されず、庁舎建設を先延ばしした場合には財政状況が厳しくなる後年度にさらに財政負担が厳しくのしかかることとなります。また、消費税が段階的に増税されることが事業費を引き上げる要因ともなり、財政的にも今の時期の庁舎建設がタイムリミットであると考えております。

次に、庁舎建設よりは介護保険、教育施設、耐震化、企業誘致、観光客対策などを優先して

行うべきとの意見もございますが、市行政はこれまでも重点施策については、各年度の予算や計画策定により、重点的、計画的に実施しており、議会としてもその内容を審査、検討し、承認しており、庁舎建設により重点施策がおろそかにされていることはありません。それぞれの戦略が示され、予算措置もされる中で着実に事業が執行されていると認識しています。

次に、県三次合同庁舎を市庁舎として活用することが言われておりますが、県庁舎は広島県が県北に必要な施設、機能として設置されているものであり、市庁舎との交換の議論は県に対しても大変失礼な話であると同時に、県の機能が本市にあり、今後とも続けるよう支援することが必要であります。老朽化した市庁舎と交換するような議論はすべきではないと考えます。

次に、他の自治体における庁舎問題との比較が言われていますが、市民運動が行われている他市の例は、庁舎の位置を全く別の位置へ移す、移転するものであり、多額の事業費を要するものでもあります。また、市民が議会を二分するような状況の中で、市民への判断を委ねるといふ直接請求活動は、本市の状況として、現在地での改築であり、事業費も東館を活用することで最大限圧縮したものとなっています。

以上、本市の新庁舎建設は本市にとって必要に迫られたものであり、既に議会も承認し、着々と進んでいる事業であります。これからも着実に事業を進めていくべきであり、最後にあえて申し上げますと、これまでも市民や議会への説明がさまざまな手段で行われてきましたが、今後においても、事業の進行に合わせて、正確できめ細かな情報について説明責任を果たしていただくことを申し上げて、住民投票条例の制定に対する私の反対討論とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第111号を採決をいたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第111号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立少数であります。

よって議案第111号三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定については否決されました。

お諮りいたします。

あすから20日までの7日間、委員会審査等のため本会議を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よってあすから20日までの7日間、委員会審査等のため本会議を休会することに決定しました。

この際御通知をいたします。各委員長からお手元に配付の委員会審査日割り表のとおり、委

員会を開催する旨申し出がありましたので、御通知いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 0時24分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年12月13日

三次市議会議長 沖 原 賢 治

会議録署名議員 杉 原 利 明

会議録署名議員 澤 井 信 秀